

法人インターネットバンキングにかかる被害補償について

敦賀信用金庫

当金庫では、当金庫のつるしん法人インターネットバンキングサービスをご契約のお客さまが、本サービスにおいて預金等の不正な払戻し被害に遭われた場合に、当該被害について以下の内容にて補償を実施いたします。

なお、当金庫の都合により、当金庫の定める方法（ホームページへの掲載等）で、お客さまに周知することにより、補償の取扱いを中止または変更する場合があります。

1. 補償取扱い開始日

平成28年5月1日（日）

2. 対象となるお客様

つるしん法人インターネットバンキングサービスをご契約のお客様

3. 補償の対象

つるしん法人インターネットバンキングサービスにおいて、お客様がIDや各種パスワード等を盗取等され、他人による不正使用により被った損害

4. 補償の限度額

1 契約者につき年間2,000万円

※ 年間とは、5月1日から翌年4月30日までとします。

※ 補償金額や補償の可否については、後記7.「補償できない」または「補償減額となりうる場合」等を踏まえ、個別の事案ごとに検討させていただきます。

5. 補償の対象期間

お客様から当金庫へ不正送金の被害に関する通知が行われた日の前日から起算して30日前から受理日までの31日間

6. 補償の要件

(1) お客様が次のセキュリティ対策をすべて行っていることを補償の要件とします。

① 電子証明書を利用いただいていること。

② インターネットバンキングに使用するパソコンに関し、当金庫が指定している推奨環境の基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等を利用し、これらのソフトウェアを最新の状態に更新していただいていること。

③ パソコンにインストールされている各種ソフトウェアについては、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等の使用を止めていただいていること。

- ④ パソコンに「市販のセキュリティ対策ソフト」および「当金庫提供のセキュリティ対策ソフト (Rapport)」を導入し、かつ、当該ソフトを最新の状態に更新したうえで、ご利用いただいていること。
 - ⑤ ワンタイムパスワードによる認証を利用いただいていること。
- (2) 不正な払戻しの発生時に、次項のすべてにご対応いただいていることを補償の要件とします。
- ① 本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
 - ② 当金庫の調査に対し、十分な説明をいただいていること。
 - ③ 警察署に被害を届出し、その捜査に協力されていること。

7. 「補償できない」または「補償減額となりうる場合」

(1) 補償できない主な場合

次のいずれかに該当する場合には、補償ができません。

- ① 会社のご関係者または役員の親族等が自らの行為、もしくは加担した盗用によって生じた損害の場合
- ② お客様が被害状況における重要事項について偽りの説明を行った場合
- ③ お客様に重大な過失があった場合
- ④ お客様が他人に強要されて資金移動等を行った場合
- ⑤ 戦争や天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じて不正な資金移動が行われた場合
- ⑥ ID やパスワード等を正当な理由なく他人に回答してしまった、あるいは他人が安易に閲覧できる状態で管理していた場合
- ⑦ 安易に他人にワンタイムパスワード生成機を渡してしまった場合
- ⑧ パソコンや携帯電話等が盗難にあった場合において、ID やパスワード等をパソコンや携帯電話等に保存していた場合
- ⑨ 当金庫がホームページ上にて、不正にポップアップ画面を表示させて各種パスワードを盗み取ろうとする犯罪について注意喚起しているにも関わらず、当該画面に不用意にID やパスワード等を入力してしまった場合

(2) 補償減額となりうる主な場合

次のいずれかに該当する場合には、補償が減額となる場合があります。

- ① インターネットバンキングに係るパスワードを定期的に変更していなかった場合
- ② 不審なログイン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メールがないかを定期的に確認していなかった場合

その他詳細は、「つるしん法人インターネットバンキングサービス利用規定」をご参照ください。

以上